

新型インフルエンザ等発生時等 における初動対処要領

平成25年6月26日

(平成29年8月4日一部改正)

新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等
に関する関係省庁対策会議

目 次

I	新型インフルエンザ等が発生した場合の措置	- 1 -
1	新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置	- 1 -
2	新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	- 2 -
3	情報提供	- 3 -
II	新型インフルエンザ等対策本部	- 3 -
1	政府対策本部会議の開催	- 3 -
2	政府対策本部会議における協議事項等	- 3 -
3	情報提供	- 4 -
4	政府対策本部の廃止	- 4 -
III	新型インフルエンザ等対策本部幹事会	- 5 -
1	政府対策本部幹事会の開催	- 5 -
2	情報提供	- 5 -
IV	新型インフルエンザ等対策有識者会議・基本的対処方針等諮問委員会	- 5 -
V	新型インフルエンザ等対策本部事務局	- 5 -
VI	その他	- 6 -
(参考)	国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対応	- 7 -
1	国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応	- 7 -
2	海外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応	- 7 -

政府は、新型インフルエンザ¹や未知の感染症である新感染症²が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。事態を的確に把握するとともに、国民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）及び「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）等を踏まえ、以下を標準として対処する。対処に当たっては、事態の状況に応じて、その変化に柔軟かつ的確に対応する。

I 新型インフルエンザ等が発生した場合の措置

1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

(1) 報告・連絡

- ① 厚生労働省は、鳥等との接触歴がなく、持続的なヒトーヒト感染の可能性が確認されるなど、国内外で新型インフルエンザや全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症の発生の疑いがある事態を把握した場合には、内閣情報調査室（内閣情報集約センターを指す。以下同じ。）に直ちに報告する。外務省は、関連情報³を入手した場合には、内閣情報調査室及び厚生労働省に直ちに報告・連絡する。
- ② 内閣情報調査室経由で事態を把握した官邸危機管理センター（以下「危機管理センター」という。）勤務員は、直ちに内閣官房新型インフルエンザ等対策室（以下「新型インフル対策室」という。）を含む内閣官房関係部局及び関係省庁に連絡する。

(2) 官邸対策室又は官邸連絡室の設置

内閣危機管理監は、事態に応じて、危機管理センターに官邸対策室又は官邸連絡室を設置する。厚生労働省その他関係省庁は、事態に応じ、官邸対策室又は官邸連絡室に連絡要員を派遣する。関係省庁は、事態に関する情報

¹ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症。
² 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。
³ 海外における情報。

及び講じた措置等について官邸対策室又は官邸連絡室に報告する。

(3) 緊急参集チームの招集

内閣危機管理監は、必要に応じ、内閣官房副長官補等及び緊急参集チームを参集させ、事態について緊急に分析・協議を行い、その結果を内閣総理大臣等に報告する。

(4) 関係省庁対策会議の開催

内閣危機管理監は、政府行動計画に基づき、速やかに新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処（検疫の強化、感染症危険情報の発出、在外公館における査証審査の厳格化、特定接種の準備等）について協議する。

(5) 閣僚会議の開催

政府は、政府行動計画に基づき、必要に応じ、内閣総理大臣が主宰して全ての国務大臣が出席する新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処方針について協議・決定する⁴。

2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

(1) 報告・連絡

① 厚生労働省及び外務省⁵は、WHOが新型インフルエンザの発生を宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表するなど新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、直ちに内閣情報調査室に報告する。官邸対策室又は官邸連絡室が設置されている場合には、官邸対策室又は官邸連絡室にも直ちに報告する。

② 内閣情報調査室経由で事態を把握した危機管理センター勤務員、官邸対策室又は官邸連絡室は、直ちに新型インフル対策室を含む内閣官房関係部局及び関係省庁に連絡する。

(2) 政府対策本部の設置

① 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するときは、内閣総理大臣に新型インフルエンザ等の発生状況、り患した

⁴ 閣僚会議を開催しない場合は、関係省庁対策会議で初動対処方針を決定する。

⁵ 外務省は、海外における発生確認の場合に報告する。

場合の病状の程度等を報告する⁶。

- ② 政府は、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等発生の報告を受け、特措法、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を速やかに設置し、政府対策本部の名称、設置場所、期間を国会に報告し、公表する⁷。

3 情報提供

政府は、事態及びこれへの対応に関する状況について、記者会見、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載等により迅速かつ積極的に情報提供を行う。

具体的な対応については、政府行動計画等による。

II 新型インフルエンザ等対策本部

1 政府対策本部会議の開催

（1）第1回政府対策本部会議

政府対策本部長は、政府対策本部設置後速やかに、第1回政府対策本部会議を開催する。内閣官房及び関係省庁は、第1回政府対策本部会議が速やかに開催できるよう、政府対策本部設置前から新型インフルエンザ等の発生時の諸措置について、密接に連携して協議、検討を行うとともに、必要に応じ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴取するなどする。

（2）政府対策本部会議の構成

政府対策本部会議には、政府対策本部員、内閣官房副長官のほか、内閣危機管理監及び内閣官房副長官補等が出席し、必要に応じ、基本的対処方針等諮問委員会委員長が関係者として出席する。

2 政府対策本部会議における協議事項等

（1）協議内容

政府は、特措法、政府行動計画に基づき、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて発生状況に応じた基本的対処方針を定めるものとし、直ちにこ

⁶ 特措法第14条。なお、発生の公表を行う場合は、状況に応じ基本的対処方針等諮問委員会の委員の意見を聴くこととする。

⁷ 特措法第15条。なお、り患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザと概ね同程度以下と認められる場合は、政府対策本部を設置しない。

れを公示し、その周知を図る⁸。基本的対処方針を修正する場合も同様とする。なお、政府行動計画に盛り込まれている全ての対策は、政府対策本部会議で協議した上で、必要に応じ、基本的対処方針に盛り込むことが考えられる（ただし、対策の運用に関する事項、軽微な専門的・技術的事項は除く。）。また、政府対策本部会議で協議・決定された事項のうち、閣議に付議すべきものがある場合には、当該事項を所掌する内閣官房及び関係省庁は、速やかに内閣総務官室と連絡を取り、所要の手続きを行う。

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言⁹

政府は、新型インフルエンザ等が、国内で発生し、全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、政令で定める要件に該当する事態が発生した場合は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行い、国会に報告する。

(3) 政府現地対策本部の設置¹⁰

政府は、新型インフルエンザ等が国内において発生し、都道府県に対する専門的調査支援のために必要があると認めるときは、政府対策本部に、新型インフルエンザ等現地対策本部（以下「政府現地対策本部」という。）を設置する。

政府現地対策本部を設置又は廃止したときは、国会に報告し、公示する。

3 情報提供

政府対策本部は、政府対策本部の設置及び廃止、政府対策本部会合の開催状況について、記者会見、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載等により迅速かつ積極的に情報提供を行う。内閣官房及び関係省庁は、それぞれの所掌に関連する事項について積極的に情報提供を行う。

4 政府対策本部の廃止¹¹

政府は、発生した新型インフルエンザ等の病原性の程度が季節性インフルエンザと同程度以下であるなどの場合には、特措法、政府行動計画に基づき、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて政府対策本部を廃止し、国会に報告

⁸ 特措法第 18 条。

⁹ 特措法第 32 条。

¹⁰ 特措法第 16 条。

¹¹ 特措法第 21 条。

し、公示する。

Ⅲ 新型インフルエンザ等対策本部幹事会

1 政府対策本部幹事会の開催

政府対策本部幹事、幹事会については、以下のことを基本とする。

政府は、政府対策本部の業務の円滑な実施を図るため、政府対策本部の幹事を置き、政府対策本部長は、政府対策本部の職員から、政府対策本部の幹事を指名する。

政府対策本部幹事会は、必要に応じ、内閣危機管理監が主宰して開催し、情報の共有・分析、基本的対処方針その他の対処に係る重要事項について協議検討するとともに、政府対策本部の方針に基づき関係省庁の行う措置について協議調整する。政府対策本部幹事は、必要がある場合、政府対策本部幹事会の開催を内閣危機管理監に求めることができる。なお、内閣危機管理監は、政府対策本部幹事会を開催する時間的余裕がないときは、政府対策本部幹事の一部を緊急に招集し、情報の共有・分析、基本的対処方針その他の対処に係る重要事項の協議検討を行うことができる。

内閣危機管理監は、特に専門的知識が必要と認められる場合は、政府対策本部幹事会に基本的対処方針等諮問委員会の委員を招致して意見を聴取することができる。

2 情報提供

政府対策本部幹事会の情報提供については、政府対策本部会議に準じる。

Ⅳ 新型インフルエンザ等対策有識者会議・基本的対処方針等諮問委員会

新型インフルエンザ等対策有識者会議、基本的対処方針等諮問委員会は、「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」（平成 24 年 8 月 3 日新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定）による。

Ⅴ 新型インフルエンザ等対策本部事務局

政府対策本部事務局については、以下のことを基本とする。

政府は、政府対策本部、政府対策本部幹事会、基本的対処方針等諮問委員会の事務を処理するため、新型インフルエンザ等対策本部事務局（以下「政府対策本部事務局」という。）を設置する。

政府対策本部事務局の事務局長は、内閣官房副長官補（内政）、事務局長代行

は内閣審議官（厚生労働省医務技監）、事務局長代理は内閣審議官（新型インフルエンザ等対策室長）をもって充て、事務局次長は内閣審議官（厚生労働省大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当））、危機管理審議官、その他必要に応じて、政府対策本部長が指名する者をもって充てる。政府対策本部事務局の職員は、内閣総理大臣が任命し、内閣官房及び厚生労働省、その他の関係省庁の職員をもって充てる¹²。

政府対策本部事務局は、必要に応じ、内閣官房及び関係省庁の課長級の職員により構成する会議を開催するなどにより、情報の集約と協議調整を行う。政府対策本部事務局は官邸対策室と連携して、事態への対処に当たる。

VI その他

本対処要領は、新型インフルエンザ等対策の検討状況及び新型インフルエンザ等対策訓練の結果等を踏まえ、適宜、見直しを行う。

¹² 適宜、必要な研修を実施する。

(参考)

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対応

1 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応

(1) 報告・連絡

- ① 厚生労働省は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人へ感染していることが、国立感染症研究所における検査結果で確定した場合は、直ちに内閣情報調査室に報告する。
- ② 内閣情報調査室経由で事態を把握した危機管理センター勤務員は、直ちに新型インフル対策室を含む内閣官房関係部局及び関係省庁に連絡する。

(2) 官邸連絡室の設置

内閣危機管理監は、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整を集中的に行うため、危機管理センターに官邸連絡室を設置する。厚生労働省は、官邸連絡室に連絡要員を派遣する。関係省庁は、事態に関する情報を官邸連絡室に報告する。

(3) 緊急参集チームの招集

内閣危機管理監は、必要に応じ、内閣官房副長官補等及び緊急参集チームを参集させ、事態について緊急に分析・協議を行い、その結果を内閣総理大臣等に報告する。

(4) 関係省庁対策会議の開催

内閣危機管理監は、必要に応じ、関係省庁対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染対策に関する措置（発症者の隔離、専門家チームの現地への派遣等）について協議・決定する。

(5) 情報提供

政府は、国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合、事態及びこれへの対応に関する状況について、記者会見、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載等により迅速かつ積極的に情報提供を行う。

2 海外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応

厚生労働省は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ

感染するなど、WHOが情報発信¹³を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、内閣情報調査室に直ちに報告する。外務省は、関連情報を入手した場合には、内閣情報調査室及び厚生労働省に直ちに報告・連絡する。必要に応じ、関係省庁において、情報の集約・共有・分析を行うなど、具体的な対応については、政府行動計画による。

¹³ WHOは必要に応じグローバルアラートを行う。